⑶　工事場所　高知県幡多郡黒潮町小黒ノ川
⑷　工事内容　工事延長　Ｌ＝660m、トンネル延長Ｌ＝396m、ＮＡＴＭ工法、発破掘削、内空断面積　Ａ＝75.925㎡、掘削工　Ｌ＝383.4m、Ｖ＝34,000㎥
⑸　工期　本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、契約を締結するまでの間に、工事の始期及び終期を通知すること。
　工事の始期までの余裕期間内は、配置予定技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、現場への資材等の搬入及び仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。ただし、余裕期間は６ヶ月を超えない範囲とする。なお、受注者は、余裕期間内に行う準備は受注者の責により行うものとする。
　工事完了期限：令和７年３月31日まで
　工期：工事の始期から終期
⑹　工事の実施形態
１）本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。
２）本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位15者（ただし、15者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。
３）本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
４）本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の試行工事である。
５）本工事は、技術資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札に代えるものとする。
６）本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。
７）本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。
８）本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。
９）本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。
10）本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。
11）本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。
12）本工事は、標準歩掛のない歩掛を見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限までに競争参加資格のある者に対して入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。
13）本工事は、発注者が完全週休２日（土日・祝日）に取り組むことを指定する「発注者指定方式（完全週休２日試行工事（現場閉所））」であり、週休２日（４週８休以上）の取得に要する費用について、労務費、機械経費（賃料）、市場単価、共通仮設費率、現場管理費率を補正して計上している。
　なお、完全週休２日を達成した場合には、「完全週休２日達成証明書」を交付する。
14）本工事は、ＢＩＭ／ＣＩＭ適用工事（発注者指定型（３次元データ貸与なし））である。
15）本工事は作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。
16）本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配置することができる試行工事である。
17）本工事は、建設キャリアアップシステム義務化モデル工事の試行対象工事である。
18）本工事は、一次審査で提出する資料（技術提案書１は除く）を１枚の簡易技術資料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、簡易技術資料の根拠となる資料の提出を求める簡易確認型方式の試行工事である。
19）本工事は、「労務費見積り尊重宣言」（平成30年９月18日一般社団法人日本建設業連合会）促進モデル工事の試行対象工事である。
20）本工事は、土木工事標準積算基準書に定める局特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。
21）本工事は、建設業法第26条第３項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）の配置は認めない。
22）本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下、「生産性向上チャレンジ」）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。
23）本工事は、「共通仮設費（率分）のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事標準積算基準書の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。
営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費（宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る。）
労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用
24）本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。
25）本工事は、施工の効率化やＩＣＴ活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。
26）本工事は、国土交通省が提唱するi-Constructionに基づき、新技術活用促進を図るため、施工者が原則１技術以上を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。
27）本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算す事により見積価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

２　競争参加資格
　次の⑴から⑿までの要件を全て満たす者（単体企業）であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　四国地方整備局における令和５・６年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
⑶　四国地方整備局における「一般土木工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること。（上記⑵の再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
⑸　平成20年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）におけ施工実績を有すること（海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度（以下、「海外認定・表彰制度」。）により認定された実績を含